平成１９年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成１９年８月　　担当部局名：大臣官房地方課労働紛争処理業務室

施策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること （Ⅲ－７－１）	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標７ 個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策の概要	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。 ①　都道府県労働局による情報提供、相談等 ②　都道府県労働局長による助言・指導 ③　紛争調整委員会によるあっせん	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】

民事上の個別労働関係紛争については、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、現実の問題として、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。よって、簡易、迅速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。

助言・指導受付件数は減少に転じたものの、民事上の個別労働紛争相談件数及びあっせん申請受理件数は引き続き増加しており、個別労働紛争解決制度が紛争解決の手段として有効であること、また、それぞれの制度の特性を活かした迅速かつ適正な処理を行っており、運用が効率的になされていることから、目標達成に向けて進展があったと評価できる。

(評価結果の分類)
施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】

施策目標に係る指標
（達成水準／達成時期）

		Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
1	民事上の個別労働紛争相談件数（単位：件）（－）	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614
2	助言・指導申出受付件数（単位：件）（－）	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761
3	あっせん申請受理件数（単位：件）（－）	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924
4	処理期間毎の割合(助言・指導、あっせん)（単位：％）（－）	76、61	90、64	94、67	95、64	93、67

（調査名・資料出所、備考）
・指標１～４は、大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。
・指標４は、助言・指導、あっせんそれぞれの手続終了件数に占める処理期間１か月以内のものの割合（パーセント）を示すもの。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）